

山県市ふれあいバザール施設他貸付事業募集要項

1 募集の概要

山県市（以下「本市」という。）では、長期的な視点をもって、計画的に公共施設等の更新、統廃合、長寿命化などに取り組み、公共施設の最適化及び有効活用を図るため、「山県市公共施設等総合管理計画」を策定するとともに、個別施設の管理方針を掲げ、公共施設のマネジメントを実践しています。

この度、農産物や特産品などの物販や飲食店としての施設利活用を前提とした当該施設等の貸付事業者に関して、プロポーザルを実施し、施設の賃貸借契約の相手方となる事業者を選定します。選定を行うにあたり、次のとおりプロポーザルの参加者を募集します。

(1) 貸付物件

施設概要

所在地	岐阜県山県市船越 416 番地 1 3			
名称	山県市ふれあいバザール	敷地面積	1722.15 m ² (建物、駐車場)	
延床面積	190.5 m ²	内訳	生産物直売食材供給施設 構造：木造 階数：平屋建て 竣工年度：平成 9 年	145.0 m ²
			農産物処理加工施設 構造：木造 階数：平屋建て 竣工年度：平成 11 年	45.5 m ²

※対象物件の詳細は、別添「物件概要書」に記載

※物件は原状での貸付とし、市は修繕等の義務を負わないものとする。ただし、市の付保する共済などの適用対象となる修繕費、補修費はこのかぎりではない。

(2) 貸付（契約）の条件

用途 主に農産物や特産品などの物販や飲食店を基本とした店舗

契約形態 土地建物賃貸借契約

貸付期間 令和 8 年 1 0 月 1 日から令和 1 3 年 3 月 3 1 日まで

貸付料 賃貸提案金額（消費税込み）

※最低貸付価格 月額 40,700 円（税込）以上で提案してください。

(3) 選定のスケジュール

募集要項配布・応募申請受付	令和 8 年 6 月 15 日（月）～令和 8 年 7 月 10 日（金）
質問受付期間	令和 8 年 6 月 15 日（月）～令和 8 年 6 月 22 日（月）
質問書の回答	令和 8 年 6 月 26 日（金）予定
プレゼンテーション等審査	令和 8 年 7 月 29 日（水）予定

結果通知	令和8年8月上旬（予定）
賃貸借契約締結	令和8年8月中旬（予定）
使用の開始	令和8年10月1日

2 応募に関する事項

(1) 応募資格

応募する者は、次に掲げる全ての条件を満たす者としてします。

- ア 山口市（以下「市」という。）において指名停止されていないこと。
- イ 市の入札参加資格者名簿に登録されている者
- ウ 山口市内に事業所（本社又は営業所等）又は住所を有すること。
- エ 業種経験（物販販売業及び飲食業）年数を引き続き3年以上有し、現にその業務を営業していること。
- オ 法人にあつては直近の決算年度に係る法人市民税、個人にあつては市民税を完納していること。
- カ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当していないこと。
- キ 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申し立てがなされている者ではないこと。
- ク 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団及び第2条に掲げる暴力団に関係していないこと。

(2) 応募者の形態

応募者の形態は、次に示す2形態のいずれかとします。

- ア 1つの企業又は団体（株式会社、任意団体等）
- イ 個人

(3) 募集要項等配布

募集要項、仕様書及び募集に関する各種様式は、本市ホームページからダウンロードしてください。

(4) 応募申請書の受付

応募を希望する事業者は、応募申請書を提出してください。応募申請書の提出がない者の参加は認められません。

ア 受付期限

受付期限は、令和8年7月10日（金）午後5時までです。

午前9時から午後5時の間で受け付けをします。

閉庁日は受付しません。

イ 受付場所

山県市役所 2階 農林商工課商工振興係へ直接持参してください。

ウ 応募申請に必要な書類

提出物	部数	備考
応募申請書（様式第1号）	1部	
事業者概要書（様式第2号） ※事業者概要書はパンフレット等も可	5部	
法人登記事項証明書（個人の場合は住民票抄本） ※発行日から3か月以内の原本又は写し	1部	
食品営業許可書の写し	1部	
法人市民税納税証明書（個人にあつては市民税） ※原本又は写し	1部	
【事業提案書】（任意様式） 1 借受提案金額 2 提案内容 3 施設整備に関すること ※2・3についてはプレゼンテーションしていただきます。	5部	正1、副4

(5) 質問書の提出及び回答

ア 質疑方法

質問がある場合のみ、質疑書（様式第3号）に必要事項を記載のうえ、山県市農林商工課商工振興係まで電子メール又はFAXで送付してください。確認のため電話連絡してください。

イ 質疑受付期間

令和8年6月15日（月）から令和8年6月22日（月）午後5時まで

ウ 回答方法

すべての質疑及び回答を市ホームページに掲載します。ただし、最優秀企画提案者選定に支障を来す恐れがあると判断した質問については、回答しないものとする。また、質疑を行った事業者名は開示しません。

エ 回答期日

令和8年6月26日（金）（予定）

(6) 事業提案書の提出

ア 提出期間

令和8年6月15日（月）～令和8年7月10日（金） 9時～17時

※閉庁日は受付しません。

イ 提出場所

山県市役所 2階 農林商工課商工振興係へ直接持参してください。

ウ 提出書類

次の書類を各5部提出してください。(正1 副4)
事業提案書(様式第4号)

3 審査方法

(1) 提案内容等の審査

応募資格に適合している応募者について、事前に設置する「山口市ふれあいバザール施設等貸付事業提案審査会委員会」(以下「委員会」という。)において、事業提案書の書類審査及び必要に応じヒアリングを行い、以下に示す審査項目に基づいて採点します。

No.	審査項目	配点
1	基本事項 ・公募の趣旨を理解し、事業者としてふさわしい経営理念・運営方針であるか	20点
2	企画力 ・飲食提供メニューや地域農産物の販売の拡大が見込まれる提案となっているか	20点
3	信頼性 ・類似施設(飲食・物販)の運営・実績、衛生管理・危機管理等ができているか	20点
4	地域貢献 ・地域雇用や地域からの仕入れ、地域事業者との物販の連携などがあるか	20点
5	借受提案額 ・適正な賃料提案額となっているか	20点

なお、配点合計点の半分の点数に満たない場合や、総合得点が最上位でも個別の審査項目に重大な欠落がある場合は選定されません。

(2) 事業者の選定方法及び結果の通知

審査項目の各点数の合計点数が最も得点の高い者を事業者に選定します。なお、合計点数が同点の場合には、委員会の合議により決定するものとします。審査結果は応募者全員へ文書で通知します。

4 留意事項

(1) 事業提案書の提出期限

決められた日時までに事業提案書を提出しなかった者は、失格となります。

(2) 接触の禁止

本市職員その他本件関係者に対し、本件提案についての接触を禁じます。接触の事実が認められた場合には、失格となります。

(3) 虚偽の記載をした場合の無効

応募書類に虚偽の記載があった場合は、失格となります。

(4) 応募書類の取扱い

市に提出された応募書類は、理由の如何を問わず返却しません。

また、市は、事業者の選定の公表等必要な場合は、応募書類の内容を無償で使用できるものとします。なお、提出された応募書類は、山県市情報公開条例（平成 15 年山県市条例第 159 号）における「公文書」として、同条例に基づく開示請求の対象となります。

(5) 応募の取下げ

応募を辞退することが明白となった場合には、応募辞退届（様式は任意）を提出してください。

(6) 提出内容変更の禁止

一旦提出された書類の内容を変更することはできません。

(7) 費用負担

申請に関して必要となる費用は、すべて申請者の負担とします。

(8) 関係法規の遵守

業務を遂行する上で、関連する法規について全て遵守しなければなりません。

(9) 事業者決定の中止及び延期

不正な行為や災害その他やむを得ない理由がある場合には、審査の中止、または審査を延期することがあります。また、使用予定事業者が応募資格を失った場合には、決定を取り消します。

□募集に関する問い合わせ先□

〒501-2192 岐阜県山県市高木 1000 番地 1

山県市役所 農林商工課

TEL 0581-22-6830（直） FAX 0581-22-2118

E-mail norin@city.gifu-yamagata.lg.jp